

認定番号	01P-061-27
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	大成建設株式会社 横浜支店
作業所名	(仮称)京急グループ本社新社屋建設工事
作業所所在地	神奈川県横浜市西区高島1丁目2番51
工期(自)～(至)	2017年7月1日～2019年6月30日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	事務所、その他(展示場、保育所)
工事概要 (120字以内)	京急電鉄120周年記念として、路線の中心である横浜に本社を移すプロジェクトである。地上18階RC+S造建物には、事務所、展示場、保育所などの施設を整備。横浜の中心部で一歩進んだ建設現場として、関係者全員に対して快適な空間を創造しながら建築を進める。

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

1). 作業員詰所の大型エアコン設備設置



作業員休憩室には、収容人員に対して十分な能力(4馬力)のエアコンを1台/詰所の計4台設置。
夏場・冬場共に休憩時に即座に快適温度に調整出来、作業員の身体的負担軽減を実施している。

3). 加湿器を設置、ウイルス蔓延を防ぐ



冬場、空気の乾燥によるウイルスの蔓延を防ぐ目的で、各所エアコン設置場所付近には、加湿器を1台/エアコン台数の計4台を設置している。

2). 作業場でのミスト扇風機活用



現場における暑さ指数低減の為、ミスト扇風機を作業場近辺に設置(計6台)、水分補給時、小休止時にミストによる外気温の低下により、ひとときのすがすがしさを作業員が感じることが出来る施設を設置した。

4). 夏場の日差し、冬場の冷気を防ぐテント



夏場の直射日光及び冬場の冷気を防ぐ為、分煙して屋外に設置された喫煙所にも、暑さ指数低減の為のテントを設置した。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

1).フリードリンクコーナー設置(熱中症対策として)



熱中症対策の一環として、フリードリンクコーナーを作業員通路及び洗面所脇の2箇所に設置した。熱中症対策期間の6月～10月までの間は、構内放送により45分に1回の強制的な水分補給を指示した。また、外気温が35℃を超える日は、元請社員によるドリンク配布を行った。その結果、対象期間中の熱中症ゼロを達成した。

2).熱中飴の常備設置(熱中症対策として)



熱中症対策の一環として、熱中飴を洗面所脇に設置した。熱中症対策期間の6月～10月までの間は、常備設置に加えて朝礼時に配布するなどの活動を行った。その結果、対象期間中の熱中症ゼロを達成した。

【審査項目③】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

1)空調服の購入補助による着用促進



熱中症対策に絶大な効果を発揮する空調服だが、価格が高い事が作業員への普及を阻んでいた。当現場では、元請の購買力、大量購入、購入補助により、定価の50%で作業員へ配布する事が出来、今シーズの熱中症ゼロ達成につながった。

【審査項目④】《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一):作業員詰所の整理整頓



作業員が休憩室で快適に過ごす為には、詰所の整理整頓が必須になる。特に机の上が雑然となっていると、作業員の心理的負担が大きくなる。

当現場では、机の上の物をカゴにまとめ、整理された状態を作り出すことで、作業員が心地よく過ごせ、作業中の心理的身体的負担を軽減することが出来た。

■施策(二):作業員通路の確保



作業員が安全に作業場まで行く事が出来る通路を作成することで、本作業を行うまでの、心理的身体的負担を軽減し、安全に各自の作業が出来る環境を創造している。

また、作業終了後の疲れている中で、安全な作業通路を確保する事で、災害のリスクを低減することが出来た。

■施策(三):安全啓蒙標識の設置



作業通路に作業員への安全啓蒙標識を設置することで、作業員の安全への意識の向上、事故災害ゼロ達成へつながっている。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一):LED照明設備の設置による視環境の改善



LED照明設備の設置により、夜間作業に対する視環境が改善された。

また、水銀灯からLED照明にした事で、消費電力が減り、コスト低減につながっている。その結果、更なる照明の増設を行い、作業員の暗い事による心理的・身体的負担を軽減している。

■施策(二):詰所の集塵装置の設置



快適な空気環境を作る為に、作業員詰所には空気清浄機を各詰所に1台ずつ計4台設置している。

空気清浄を行う事で、詰所内の粉塵の防止につながり、作業員が快適に休憩が出来る環境を提供している。

■施策(三):通路全面鉄板敷きによる粉塵防止



車輛及び作業員通路を全面鉄板敷きとする事で、周囲への粉塵を抑え、快適な空気環境を提供し、作業員の身体的な負担の軽減につながっている。

【審査項目⑥】 《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一): 鳶工職長の BIM 利用による工期短縮効果



鳶職長が BIM を利用し、建て方計画を行い。それら計画を、配下の作業員へ伝える事で情報の共有につながり、安全面、工程面でのリスクが低減し、その結果工程短縮効果が得られる。また、BIM により無駄な仮設、労務を排除する事により、省人化にもつながっている。

■施策(二): iPad による図面確認システム



iPadアプリ(FIELD PAD)を利用した図面確認システムを使用する事で、同じ図面を元請、専門工事業者作業員が同時に確認する事が出来、タイムリーな情報が共有出来る。その結果、図面のやり取りや現場で図面を探す・広げる等の労力の省力化を図っている。

■施策(三): 全ての台車を軽量アルミ化



重量物運搬作業で利用する全ての台車をスチールから軽量アルミへ変更し、資材搬入時の作業員の身体的負担を軽減している。

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一):夏場のかき氷器の設置



熱中症対策の一環として、作業員の身体的負担を軽減する為に、かき氷器の設置を行った。その結果、夏季期間中の熱中症ゼロを達成した。

■施策(二):メンタルヘルスケア相談箱の設置



作業員詰所にメンタルヘルスケア相談箱を設置し作業員の心理的負担を和らげる試みを実施している。

その結果、元請と作業員のコミュニケーションが円滑になった。

■施策(三):分煙による喫煙所の設置



分煙を実施する事で、タバコを吸う作業員も吸わない作業員も、心理的身体的負担を軽減出来る。

また、喫煙所の環境を良くする事で、作業員の作業効率が上がり生産性向上につながっている。

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

1. 快適トイレに求める標準仕様
設置



仮設事務所、詰所に設置するトイレは、『洋式便所、水洗機能、臭い逆流防止機能、用意に開かない施錠、照明設備、荷物置き設備機能』を備えた快適トイレ仕様としている。

・便座除菌シート等の衛生用品



2. 快適トイレとして活用するために備える付属品
・男女別の明確な表示を設置



・入口の目隠しの設置



・鏡付洗面台の設置(女子)



女子トイレは女子更衣室の奥に設置し、手前をカーテンで目隠しをしている。



・鏡付洗面台の設置(男子)



快適トイレとして活用する為に、明確な男女別表示、入口の目隠しの設置、鏡付洗面台の設置(男女)便座除菌シート等の衛生用品の設置を備えている。

【審査項目⑨】 《健康・衛生保持のための施設、設備》
冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

1. 冷暖房設備付の休憩室の設置



作業員休憩室には、収容人員に対して十分な能力(4馬力)のエアコンを1台/詰所の計4台設置。

夏場・冬場共に休憩時に即座に快適温度に調整出来、作業員の身体的負担軽減を実施している。

【審査項目⑩】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

1. 分煙対策として喫煙室の設置



分煙対策として、喫煙室を休憩室以外に設置した。分煙対策を行う事で、タバコを吸わない作業員の心理的・身体的負担の軽減につながっている。

【審査項目⑪】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

シャワー室等の洗身施設を設置していること

1. シャワー室を設置し心身共にリフレッシュ



作業員詰所の近くにシャワー室を設置し、作業終了時に使用、心身共にリフレッシュした状態で帰宅出来、衛生面の配慮をしている。

2. 全ての洗面所に給湯設備の設置



全ての洗面所に給湯設備を設置し、冬期でも作業員の手洗い・洗顔などが容易及び確実に実施出来る様、健康・衛生面の配慮をしている。

【審査項目⑫】《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一):平均台及び悪路歩行体験コーナーを使った健康状態確認を実施



朝礼時に平均台を使用しバランス感覚を確認し、作業員の健康状態の確認を実施している。また、悪路体験コーナーを歩行する事で、現場の段差等で災害を起こさぬ様に注意喚起をしている。

■施策(二):仮眠室の設置



仮眠室を設置し、作業員がいつでも仮眠が出来る環境を作り、健康保持の為の対策を実施している。

■施策(三):メンタルヘルスケア駆け込み寺(相談室)の設置



メンタルヘルスケア相談室(現場事務所の一角)を設置し、作業員の現場での悩み、相談事を所長自ら受けるシステムを作り、作業員の心理的負担の軽減を行っている。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

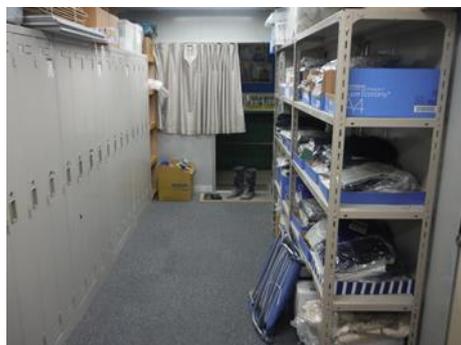
注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一):洗面所の衛生用品設置



洗面所には、給湯施設、ハンドソープ、うがい薬など、健康・衛生保持の為の用品を常時完備し、現場内での風邪などの蔓延に対して対策を行っている。

■施策(二):更衣室設置



更衣室を設置、作業員がいつでも使用出来る環境にする事で、作業員の心理的負担の軽減につながっている。

■施策(三):鍵付ロッカー設置



更衣室に鍵付ロッカーを設置している。ロッカー使用者にとって、簡易セキュリティー(鍵付)である事の安心感を与え、心理的負担を軽減している。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四):夏場のアイス自販機設置



熱中症対策の一環として、夏場のアイス自販機の設置を行った。アイスを販売する事で、熱中症の減少、作業員の身体的負担の軽減、甘味料摂取による心理的負担の軽減につながった。

■施策(五):給湯施設の設置



冬期の健康・衛生保持のため、給湯施設の設置を行い、手洗い、洗顔、歯磨きを容易に行えるよう対策を講じている。

■施策(六):電子レンジの設置



電子レンジの設置し、利用者の利便性の向上につながっている。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください

1. 社会保険加入促進スローガンの設置



作業員休憩所、朝礼広場、会議室に社会保険加入促進スローガンを掲示し、視覚的に加入の促しを行っている。

また、作業員の新規入場時、事業主が集まる災害防止協議会などで、社会保険加入への周知を行っている。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
③加入周知の方法、
について、ご記載ください

1. 建退共制度適用標識シール及び加入周知に用いた資料の掲示



作業員休憩所、朝礼広場、会議室に建退共制度適用標識シール及び加入周知用のポスターを掲示し、視覚的に加入の促しを行っている。

また、作業員の新規入場時、事業主が集まる災害防止協議会などで、建退共制度の周知を行っている。

【審査項目⑯】 《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

① 『トリプル100の実施』

②目標達成のための取り組み方法

- 1). 年間100日以上の日・休暇の確保
- 2). 毎月100時間以内の健康管理残業時間の達成
- 3). 節日休暇(5日休暇/年)の取得率100%

上記を、「長時間労働削減をはじめとした『働き方の改革』」や「女性の活躍推進」に向けた企業(労使)への自主的な取り組み要請等を踏まえ、実行に移している。

② 達成度

上記取り組みに対して、当作業所所員については1)、2)、3)共に100%達成している。
また、更なる取り組みとして、60時間/月以内の健康管理時間の達成を目指している。

【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください

・着工日が平成28年12月1日より後の場合

→着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年12月	6		
平成29年1月	7		
2月	6		
3月	6		
4月	7		
5月	6		
6月	6		
7月	7	6	2(日)、9(日)、15(土)、16(日)、23(日)、30(日)
8月	6	7	6(日)、13(日)、14(月)、15(火)、16(水)、20(日)、27(日)
9月	6	5	3(日)、10(日)、16(土)、17(日)、24(日)
10月	7	6	1(日)、7(土)、8(日)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	5	4(土)、5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
12月	7	7	3(日)、10(日)、17(日)、24(日)、29(金)、30(土)、31(日)
平成30年1月	6	8	1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)

定期的な土日閉所が困難なため、月1回の土曜日閉所日及び、8月、12月、1月に振替閉所を設定し、工期内に平均して4週6閉所以上を確保した。

※作業所閉所日平均6.3日/月

【審査項目⑩】 <<長時間労働の是正>>

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

- ① 60時間/月の健康管理残業時間を目標とする。
- ② フレックスタイム制の導入(朝礼不参加など)
- ③ 1回/週のフレックスタイムを実施する事で、10時間の健康管理残業時間の削減につながった。

■施策(二)

- ① 60時間/月の健康管理残業時間を目標とする。
- ② 4回/月以上のノー残業DAYの実施。(強制的な帰宅指示)
- ③ ノー残業DAYを4回/月以上取得する事で、12時間の健康管理時間の削減につながった。

■施策(三)

- ① 4週6休の確保
- ② 同年代社員のペアリングによる休日取得のローテーションの実施
- ③ 全ての所員が4週6休を達成した。

【審査項目⑱】 《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

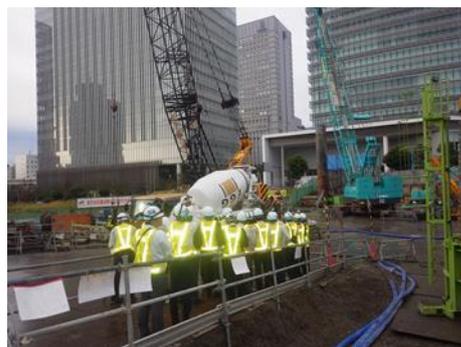
①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

1. 山留工事安全衛生教育の実施



山留工事における安全衛生教育研修会を横浜支店の中堅社員を中心に当現場で実施した。実際の施工状況に加えて、手順ごとのリスクアセスメントの確認を討論形式で行い、山留工事の安全衛生に関する知識を深めること実施している。それらの知識を、各所属現場で実践し、安全の水平展開を行っている。

2. 杭工事若年社員安全衛生教育の実施



杭工事における安全衛生教育研修会を横浜支店の若年社員を集めて、当現場で行った。場所打ちコンクリート杭工事の経験の無い社員にとって、実際稼働している施工状況を間近で経験出来、品質管理はもちろんのこと、安全衛生教育についての知識を十分習得出来る支援を積極的に行っている。それらの知識を、各所属現場で実践し、安全の水平展開を行っている。

【審査項目⑳】《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一):職長会及び元請幹部による合同安全パトロールの実施



日々の職長会安全パトロール活動にプラスして、毎月の元請幹部安全パトロールを合同で実施している。安全意識、自主性を高めるために、職長会専用ヘルメット及びブルーチョッキを着用しパトロールを行っている。着工以来、無事故無災害を達成しているのは、職長会活動の活躍が大きく影響している。

■施策(二):安全大会(毎月1日)の安全表彰実施



安全大会(毎月1日)に、前月1ヶ月間の安全衛生への意識の高い作業員に対して表彰を行っている。作業員全体の前で表彰をする事で、受賞者本人だけではなく、一緒に働いている作業員への安全への意識の向上につながっている。

■施策(三):AED 使用講習会の開催



作業員の高齢化、ストレス社会の中で、私病による災害が増えている。当現場では、私病による心停止等に対して、誰でも使用出来る位置にAEDを常備している。また、使用方法については全作業員を集め AED 講習会を開催し、非常時に備えるよう周知している。

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一):クリスマスイルミネーション実施



12月初旬より、現場事務所にクリスマスイルミネーションを設置し、横浜駅及びみなとみらい方面に向かう歩行者に対して、建設現場のイメージアップを図っている。

また、現場内で働いている作業員にも、心にやすらぎを与え、当現場で作業している事に誇りを持てる環境を創造している。

■施策(二):仮囲いにデザインシート設置



仮囲いに京急グループをモチーフとしたデザインシートを全面に設置している。歩行者の建設業へのイメージを和らげる効果を発揮し、通行する子どもたちが非常に喜ぶデザインになっている。

■施策(三):けんせつ小町活動応援現場



建設業で働く女性を支援する為に、けんせつ小町活動を活性化し、外部への女性活躍をアピールしている。女性の職場環境の整備、安心して子育てと仕事を両立出来る環境整備、インターン生の受入などの活動を行い、建設業に対するイメージアップを女性の視点から進めている。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	2
⑤	最大3	2
⑥	最大3	3
⑦	最大3	0
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 10

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 26

総合計: 36

認定基準

32 ≦ 快適職場(プラチナ)

28 ≦ 快適職場

・④(三)啓蒙活動だけでは加点はなしとしました。

・⑦(一)(二)(三):作業空間や作業方法についての取り組みには該当しないと判断し、加点なしとしました。